

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和3年11月15日（月）午後1時 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次  
前 原 茂 森 谷 司

## 欠席委員（0名）

## 説明のため出席した者

【市民生活部】永瀬部長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 大峯環境保全担当課長補佐  
畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長 白鳥生活環境担当課長補佐

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

[健康対策課] 中本課長 渡部課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長  
小西担当課長補佐

【文化観光局】

[文化振興課] 下高課長補佐兼文化財室長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 斎木教育企画室長

[学校教育課] 西村課長

[生涯学習課] 木下課長

[学校給食課] 伊藤課長

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

## 傍 聴 者

安達議員 今城議員 尾沢議員 田村議員

報道関係者 2人 一般 1人

## 報告案件

- ・米子市教育振興基本計画の策定について [教育委員会]
- ・し尿の処理手数料の改定について [市民生活部]
- ・(仮称)「空き地の適切な管理に関する条例」案の概要について [市民生活部]
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について [福祉保健部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

本日は、執行部から4件の報告がございます。

初めに、米子市教育振興基本計画の策定について当局の説明を求めます。

齋木教育総務課教育企画室長。

**○齋木教育総務課教育企画室長** それでは、米子市教育基本計画（案）について説明させていただきます。資料としましては、資料1と資料2となります。

まず資料1でございますが、新しく計画をつくるに際しまして、現在の教育振興基本計画の振り返りとして取組と成果について取りまとめたものでございます。

資料2でございますが、本計画の基本政策について次期の新施策と現在の旧施策を比較した資料となります。見開きで左側に新施策を記載しておりまして、右側にそれに対する旧施策を網かけをして記載をしております。これらを踏まえまして、米子市教育振興基本計画（案）を策定いたしましたので、この概要を説明させていただきます。

それでは、本計画（案）の1ページを御覧ください。第1章、改定に当たりまして、1、改定の背景と趣旨でございますが、本計画は平成24年10月に策定して教育行政を推進してきましたが、令和3年度で終了いたします。この間、社会では多様化が進み様々な課題に直面しており、こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るために自分の夢や可能性に挑戦しながら主体的に学ぶ楽しさを味わい、多様性を尊重しながら様々な人々と協働してよりよい社会をつくる必要があります。このような力を身につける上で教育の果たす役割は大変大きく、ますます重要になってまいります。

このような中で、令和3年12月に設置を予定しているこども総本部において子どもの成長過程の全体を支援する地域づくりを目指していることも踏まえ、一人も取り残すことのない教育の構築を目指すことも含め改定するものでございます。

2の基本計画の性格といたしまして、本計画は米子市教育委員会が中長期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示したものであり、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画でございます。

3、基本計画の期間は令和4年4月から5年間といたします。

4、基本計画の構成としては、中長期的に目指すべき姿を基本理念として示し、基本理念を踏まえて、本市の教育で目指す姿や具体的な能力などを基本理念を支える4つの基本目標として示しております。

5の改定の主な内容といたしまして、去る10月22日に開催された総合教育会議において協議されました米子市教育に関する大綱も踏まえて、教育基本理念を「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」といたしております。

なお、大綱の説明につきましては、先週12日、総務政策委員会におきまして報告をしているところでございます。

基本施策について、平成30年度に行った組織の改編により市長部局に移管及び委任した事務に基づく施策を除いて、教育委員会の所管する事務に関して本計画の中で構成し、取組と検証評価を行うことといたしております。

3ページ目になりますが、第2章として米子市の教育基本理念を豊かな人間性と文化が育まれたふるさとで世代を超えて互いにつながり学び合い、誰もが楽しさを感じながら新たな価値観を創造し未来を切り開くため、本市の目指す教育の基本理念を「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」といたしております。

第3章の米子市の基本目標として、基本理念を踏まえて本市教育で目指す姿、具体的な

能力などを基本理念を支える4つの基本目標として、1、心を育む学びのあるまち、2、学ぶ楽しさのあるまち、3、郷土で育む学びのあるまち、4、健康で安心して学べるまちを掲げてございます。

5ページになりますが、第4章の米子市の基本施策を実施するに当たり、その主な取組を毎年度点検評価するとともに、新たな取組へ反映させていくことといたします。

主な基本施策を説明させていただくと、1、心を育む学びのあるまちでは、基本施策1-1、豊かな心と創造性をもった子どもの育成として、いじめ、不登校など様々な課題を解決するためには自他を尊重する態度や多様な他者とよりよく関わる力、自主的・自治的な力などを学校と家庭、地域社会が一体となって育てていく必要があります。

主な取組として、①心の教育の充実、②人権教育の充実、③生徒指導の充実、④ふるさと・キャリア教育の充実を上げてございます。

以下、5つの基本政策を記載してございます。

次に、8ページになります。2の学ぶ楽しさのあるまちでは、基本施策2-1、確かな学力を身につけた子どもの育成として、知識、技能はもとより思考力、判断力、表現力や学び向かい合う力、人間性の醸成を育成するためには教育の確かな授業力、一人一人が持っている力を最大限伸ばすための個に応じたきめ細やかな支援、ICTを活用しながらの効果的な指導などが必要となってまいります。

主な取組として、①学力の向上を図る学びの充実、②特別支援教育・インクルーシブ教育の推進、③切れ目ない支援体制の推進などを上げてございます。

以下、5つの基本政策を記載してございます。

12ページになりますが、3、郷土で育む学びのあるまちでは基本施策3-1、学校給食における地産地消の推進として食に関する指導を充実するとともに、県産品利用のさらなる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちをより一層育む必要があります。

主な取組として、以下4つの取組を掲げてございます。また、以下3つの基本施策を記載してございます。

続いて15ページになりますが、4の健康で安心して学べるまちでは、基本施策4-1、健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成では体力の向上や健康の保持増進に関する課題が顕著になっており、また子どもたち自身の命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。こうした課題の解決に向けて、体力、運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にする態度や実践力の育成が必要となってまいります。

主な取組として、以下4つの取組を掲げてございます。また基本施策4-2、学校における食育の推進を記載してございます。

これら18の基本施策を取組として政策を策定し、毎年度、点検評価しながら新たな取組へ反映しつなげたいと考えております。今後は12月の中旬にパブリックコメントを行いながら策定したいと考えております。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

戸田委員。

○**戸田委員** 今説明を願って、私もずっと見ておりますけどすばらしいものかなというふうには思うんですが、ちょっと本題と違う面があるかもしれませんが質問してまいりたいと思いますけれども、7ページの基本施策1-5の通学路の安全確保で米子市通学路交通安全プログラムに基づきということなんですけれども、これはどのように機能しとられるんですか。その辺の状況を伺っておきたいと思います。

○**矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

○**齋木教育総務課教育企画室長** 通学路の安全点検でございますが、米子市の通学路安全プログラムに基づき各学校から毎年危険箇所の把握の報告を受けております。その報告に基づき、毎年度現地調査を行っているところでございます。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 報告を受けて、実は私も先般伯仙小学校の通学路の点検についてPTAの方から要請があって、拡幅工事について今お願いをしておるところなんですけど、そういうふうな状況の中で小学校のほうからそういう通学路の安全確保について陳情なり要望があったかということを確認をしたんですが、なかったということなんですけど、否定しないんですけれども、ただそういうふうな学校側でのこの通学安全についての認識なりそういうふうな要望は適時されておられるんですか。その状況を伺っておきたいと思います。

○**矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

○**齋木教育総務課教育企画室長** 毎年ではございますが、校長会を通して要望等はいただいております。必要に応じまして、その点検箇所において合同点検に加えて点検をしているところでございます。以上です。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 要望は伺っておいて、それで現実に教育委員会も現地に出向いて確認されましたか。私はそのように伺っておりませんよ。地元からそういう要望があったけども、学校からそういうふうな要望は受けておらないと。私が何を申し上げたいかといいますと、やはり学校側が通学路については一番把握をしておられると思うんですよ。その現状なり様態を確認されて、逐次、同じような小学校があると思うんですけど、そういうふうな様態を確認されて、都度この基本計画に基づいて対応されておられますかということをお伺いしております。

○**矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

○**齋木教育総務課教育企画室長** 学校サイドからの要望につきましては、関係団体等、照会をしながら点検に加えてお願いしているところでございます。委員言われました直近の様子につきましてはちょっと把握をしておりませんが、順次計画にのせて関係団体と協議をしてまいりたいと考えております。

○**矢田貝委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 今申し述べさせていただいたとおりなんですけども、臨時的な合同点検というのも毎年しておりますので、もし漏れがあるのでしたら子どもたちのために早急にそういった対応はしていく必要があるというふうには考えております。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 何回も質問しませんが、やはりそういう事例があったなら即時教育委員会に連絡があって、今の道路整備課ですか、本市でいけば、そういうふうな三者がきちっ

と確認を取られて対応するなり、その辺のところは予算編成が伴ってきますので、翌年度の当初予算編成に向けて皆さん方が英知を結集するというようなやはり体制は私は構築していかなければならない。ここに掲げておられるんですから実態も申し上げたんですけども、そのような対応をしていただければなというふうに思います。

次に、14ページの学び合う地域づくりの支援ということで、コミュニティ・スクールの導入を推進しますということなんですけれど、これは各御父兄の方々にはそういうふうな啓発、啓発というかそういう広報は十分にされておられますか。その辺を伺っておきたいと思います。

○**矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。

○**木下生涯学習課長** まずはコミュニティ・スクールの導入につきましては、導入する学校を選定をさせていただいております。導入する学校が決まりましたら、その地域の保護者の方、地域の方、関係者の方に対しましては準備会を設立しまして、その活動の中で啓発、勉強会、説明等を行っているところでございます。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 校長会と教育委員会との調整の中で、どのような体系が整えられておるか私は理解しておりませんが、私も小学校のおはなしたまてばこで毎月行かせていただくんです。そういうような中で、協力員の方々からコミュニティ・スクールが導入されるようですけどどうですかと。私が代わって説明を申し上げておるんですけども、やはり御父兄の方々にはそういうふうな考え方を密に提供してあげるのが私は一つの考え方でないかなと。これは求められると私は思っております。この辺は強く要望しておきたいというふうに思います。

もう一点が、地域学校協働活動推進員、これを配置しています。このことも私、御父兄の方々から伺ったんですけども、やはりこのことについてもどういうふうな考え方なのか。その辺の情報提供は私は十分にしておけるべきだと思います。これはPTA会長さんやちもずっと三役おられるわけですから、その辺と協議をなされながら通知をしていくんだというのが私は一つの考え方でなかろうかなというふうに思いますが。

それで私、最後にします。16ページの基本施策4-2の学校における食育の推進ということであるんですけども、下段のところさらに栄養教諭、学校栄養職員を中核としてということ掲げておられるんですけども、視点を変えれば管理栄養士というような方々もおられるわけですけども、そのような人員の補充体制というのは考えておられませんか。その辺一つ伺っておきたいと思います。

○**矢田貝委員長** 伊藤学校給食課長。

○**伊藤学校給食課長** 栄養教諭や学校栄養職員の増員につきましては、県のほうにも引き続き要望をしているところでございます。現時点では栄養教諭2名、学校栄養職員8名をもって全市の食育の中核を担っているところでございますが、本市といたしましても引き続き増員については県に要望してまいりたいと思っております。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 県に要望してるということではなくて、本市として必ずそういう体制は確立していかなければならないというふうに考えておられるんですか。

○**矢田貝委員長** 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 もちろんでございます。現時点では、私どもといたしましては各中学校区1名ずつ最低でも栄養職員もしくは栄養教諭が欲しいと思っておりますので、それに向けて積極的に働きかけを行っております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 市としてどう考えておられるかということをもとに伺ってあります。私は県の要望なんか考えてないです。市としてどうなのか。もう一点は、私の意見は管理栄養士をきちっと配置すべきではないか。その観点はどうなんですかって伺ってます。

○矢田貝委員長 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長 委員さんおっしゃられるところなんですけども、先ほど伊藤課長が申し述べましたのは県費教職員としての部分でございます、そこら辺り県とも協調しながら増員のほうをお願いしているということをお願いしていただきました。

当然のことながら市の事業でございますので、市のほうからも管理栄養士の市の職員がおりますので、そういったところでも協調しながら事業を進めたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、こういうふうに米子市教育振興基本計画、立派なものをつくられたものですから、やはりこの計画に沿って随時迅速に施策展開されるよう一つ要望しておきたいと思っております。

○矢田貝委員長 ほかに御意見。

森谷委員。

○森谷委員 3ページの基本施策1-1の豊かな心と創造性をもった子どもたちの育成という中で、ここでも3行目かな、家庭、地域の教育力の低下に伴う子どもたちの規範意識の低下ということ指摘されておりますが、取組①の心の教育の充実で道徳教育の一層の充実を図るといふ、本当に図ってほしいという気持ちがあるんですけども、そこに対する具体的な何か、従来とは違う何か取組をされるのかなという、本当に道徳教育、徳育、こういったところに力を入れてほしいという気持ちがあるもんですから、従来とはちょっとここを改善するとかという何か明確なビジョンというか構想があれば教えていただきたいと思っております。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 道徳教育の重要性は、今に限らずこれまでもずっとうたわれてきているところでございます。これまではいわゆる学校の道徳の授業に限って言いますと、資料を読んで心情を理解しながらみたいな授業が展開されてきたわけですが、大津のいじめの事件を発端としまして、そういった道徳ではなくてその資料から離れて自分ならどうするかといった、より自分の心の中で考えていくような道徳が必要であるというふうにならわれておまして、このたび改訂された新学習指導要領でもそのようなことがうたわれておまして、特別の教科という位置づけであります、教科化がなされた経緯がありまして、そういった点を踏まえて、これまでの道徳教育、よい面は大事にしながら新たな面をしっかりと取り入れながら充実を図ってまいりたい、そのように考えております。

○矢田貝委員長 森谷委員。

○森谷委員 プラスやっぱ道徳教育というのは家庭教育というの大きなベース、基礎

になると思うので、教育委員会がどこまで家庭教育に踏み込めるか分かりませんが、そこら辺に対する親の指導というか、親の啓発に関しても一つのプランを持って取り組んでいただけたらいいかなというのが希望でございます。よろしくお願いいたします。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 私もまず7ページの戸田委員さんがおっしゃいました1-5の通学路の安全確保というところですけども、まず通学路の安全対策を実施しますということですけども、通学に対しては児童生徒さんが必ずこの通学路を通して通学するような指導をされているのか、あるいはその他各自、例えば児童生徒さんがこっちが近いけんとかって行ってそっちのほうを通られる方もおると思うんですけど、基本的にはもう通学路を通して通学をなさいよと、そういう教えなんですか。

○矢田貝委員長 齋木教育総務課教育企画室長。

○齋木教育総務課教育企画室長 通学路についてでございますが、通学路につきましては学校のほうと通学路のほうの報告を受けておりまして、通学路を教育委員会のほうでも把握しております。その通学路を通るということで決め事でやらせていただいております。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 特に中学生の自転車通学をされる生徒さんが結構通学路と違うところを通して学校へ行かれるということをしばしば目にしますし、なかなか改善されてないなと思います。全国的にも痛ましい事故がこの頃起きてますので、通学路をきちんと点検して安全に保っていただけてますので、やはり通学路を通していただきたいというのは私もそう思います。違う道通るとそれだけ安全性の担保というのがありませんので危険が増すと思いますので、そういうところは各学校に教育委員会さんのほうから徹底してやっぱり通学路を通らないと、ほかのところ、例えば近くても危険があるんだよというところをやっぱりちょっと徹底していただいて、生徒さんには通学路を通して学校まで行っていただく。帰りも同じようなことになりますけども、それは徹底していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、次に10ページの2-5の公民館の整備についてですけど、明道公民館については現在計画の実施を凍結していますということですけども、今現在で今後のことがもし公表できるようなことがありましたらお示ししていただきたいと思いますが、現状どうなっておりますでしょうか。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 現在は地元の要望の土地について利用できる時期について情報収集をしているところでございますが、現段階でもはっきりとした時期は明確になっておりません。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 それはもうこの先どこかのところで決めなければいけないということなしに、地元の要望がなかなか出てこないというところで調整とかなんとかというのいつぐらいまでにつけたいとか、そういうところまでは至ってないということですかね。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 現時点で明確な時期は調整はできておりません。ただ、いつまでもこのままというわけにもいかないとも思っておりますので、すみません、時期は明確には

まだ今できる段階ではございませんけれども、いつかはその調整というのをしていけないといけないというふうには考えております。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 いつまでもこのままというわけにはいかないと思っておりますので、決まりましたら、また委員会でも議会でも報告していただきたいと思っております。終わります。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私は、まず16ページの学校における食育の推進のところでお尋ねしたいところです。ここに書いてありますように、食の自己管理能力の育成と正しい基礎知識の定着を図り、生涯を通じて健全な食生活を実践できる子どもの育成に努めるということは本当にまさしくこれだなというふうに思って、ここに向かっていただけるということはすばらしいことだと思っておりますが、実際今子どもたちにいろいろ聞いてみますと、個食だとか欠食だとか、あと栄養バランスというようなことも知りませんし、自分の体が例えばお肉だとかお魚のたんぱく質を取ると血や肉になるだとか、そういうようなことは何ら一切分かっていないようなんですね。どうしてかなと思っておりますけれども、そういうふうなお勉強は日々給食を通じてやっていると思っておりますが、本当にそういう認識でいいのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○矢田貝委員長 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 例えば食事のバランスですとかそういったようなことは、もちろん給食時間に給食が起きた教材となりますので、栄養教諭や栄養職員、あと日々では学校の担任の先生などから教わる場所です。もちろんそれ以外にも、家庭科ですとか通常の学校教育の中でも児童生徒さんらが授業の中で学んでいくところでございます。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 少し補足をしますと、今、委員おっしゃった内容は高学年の例えば保健でありますとか、あるいは家庭科の授業で教育課程上カリキュラムになっておりますので、そういったところで学習することになっております。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私は、こういうことはやっぱり小さい頃から、本当は保育園やもっとその前から日常的に聞いておくということが生涯を通じて健全な食生活、健全で健康な体をつくるっていう、心と体もつくるという意味ですごく大切だと思うんですね。高学年からしているとしたら、それ何かやっぱり低学年からするべきじゃないかなというふうに思っていますし、高校生だとかあと若者なんかで貧困や暴力と相まってだとは思いますが、一日に1食しか食べてませんっていう子どもがかなりたくさんいて、だから活動も制限される。また、体の不調もずっとあるというような子どもがたくさんいるんですね。たくさんというのは曖昧な言い方ですけど、私の周りにはかなりの割合だなと思っております。なので、そういうことをやっぱりしっかりと捉えていただきたいなと思っております。

以前も委員会でお聞きしたときに、朝食の欠食はアンケートで今取ってないというふうには言っていらっしゃいましたけれども、小学校、中学校はまだ給食があるので一日に1食は必ず食べれるというふうになってますけれども、でもそれ高校になった途端にもう食べることができないというようなこともあるなというふうに思っておりますので、自分の体、心や健康を守るために食べることは本当に命の源なんだというようなことをしっかりと小さい

ときから教えていただきたいなと思います。

**○矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 今、私申し上げたのはあくまで教育課程上の特別な授業を通してということでありまして、学校現場では例えば給食の校内放送等で今日の献立はこれこれで、体をつくるものはこれで、調子を整えるものはこれというような放送も毎日行っているところでは。

それから、あわせて先ほど栄養教諭とか学校栄養職員のほうが各教室を回っていただきまして、年に数回ではありますけどそういった特別な授業もしているところでは。

ただ、委員御指摘のようにこういった御時世で時代の変化がありますので、これからはやはり意識してそういったことも低年齢のときからやっていかないといけない、そういうふうに感じているところでございます。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** この項では最後にしますけれども、その理解だとか認識がどの程度一人一人の子どもにできているのかというようなこともちょっと考えていただいて、いろんな施策だとか、また同じようなことを毎日言ってもなかなか頭には入らないのかもしれないので、きちっと伝えるようなやり方をさせていただきたいなと思います。

次に、ここに5ページにまず上がっています人権教育の充実のところなんですけれども、多様性を認め自分に自信と誇りを持てる教育の充実ということは、さっき森谷委員がおっしゃられた道德のところにも通じるのかもしれないですけれども、これも日々のいろいろな出来事の中で人権教育というのはできるんじゃないかと思うんですね。例えばちょっとした摩擦であってもこんなときどうするかというようなロールプレイングみたいなことをしながら、一人一人の安心、自信、自由の権利があるんだというようなことを認め合うというようなことももっともっとできないのかなと思うんですね。そうするといじめだとか不登校だとか、あと自死に至る、また死にたいって低学年の子どもが言ったりとかするので、そういうようなことがなくなるんじゃないかなとは思っていますので、この人権教育の充実ということはもっともっとしっかりやっていただきたいな。

今、コロナ禍で多分外部講習もちょっとできてないんじゃないかと思うんですけれども、そのところでも外部だけではなくっていろいろなアンテナを高くして、日々取り組んでいただきたいなと思います。これは要望です。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 私は7ページの学校図書の充実についてお伺いしたいんですが、図書とか読書というのは非常に創造性とか読解力を育む意味で重要なんですが、最近ちょっと活字離れが進んでるんじゃないかなと思いますし、低学年が結構ユーチューブなんかを見て読書しないっていう話も聞くんですけども、最近のこの読書の貸出しの傾向、減ってきているのか増えているのかという形と、あと一つちょっと気になるのが学校図書館の図書司書の有資格者というのはどのぐらいいるのか。ちょっとそこだけ気になるので確認させてください。

**○矢田貝委員長** 斎木教育総務課教育企画室長。

**○斎木教育総務課教育企画室長** まず学校司書でございますが、令和2年度から会計年度職員という取扱いをしております、通年採用ということで行っております。従来は夏期

の休暇とか一時期お休みというところもありましたが、令和2年度からは通年採用という形になっております。

それに併せまして、夏休みの図書開放というところも時間数を広げているところがございます。ただ、コロナの影響でなかなか開館できなかったというところもありますが、冊数としては微増というところで増えております。

もう一つの有資格者というところがございますが、ちょっと手元に資料はございませんが、募集要項としましては学校司書の資格者と経験年数3年以上というところでの採用を行っているところがございます。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 図書館司書の有資格者に関して、図書館の充実をしていく中でとても必要だと思うんで、ちょっとこれは市の図書館なんかでもよく言われるんですけども、司書の有資格者が結構ないっていう話をよく聞きます。その中でやっぱり有資格者をしっかり使っていくということは大切なので、その実際の学校にいるこの有資格者の司書の数というのを知りたいもんですから、後で資料を下さい、お願いいたします。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 1つだけ伺います。最初のほうの2-3でしたかね、バリアフリー、環境に配慮した学校教育環境整備の推進というところで、旧基本施策のところの記述ではなかなかバリアフリーが必要が生じた場合での対応にとどまっており、施設全体としては十分と言える状況ではありませんという記述がありますが、この問題はそういう障がいのあるお子さんが入学されたときに必要な整備をしていくという形であったりするわけですが、計画的にバリアフリー化を、スロープだけではなくてエレベーターであるとかそういうものを計画してほしいということをおっしゃるんですけど、そういう一歩進んだ計画ということにはこのたびの新しい計画の中では打ち出してないのでしょうか。

すみません、重ねてちょっと言っていていいですか。地域に開放した学校ということで、地域の人たちもいろいろ学校に来られることもあるし避難所になることもあるしということもありますけれど、生徒さんもですけども生徒さんの親御さんにも障がいのある方があります。父兄参観のときの話を以前もしましたが、それで悲しい思いをされてるお母さんもかなりいます。学校っていうのは誰もがちゃんと教育を受けられる大事な場ですけど、やはり家族もそこにしっかり関わらないといけないと思うんですね。そういう意味では、ほかの公共施設と同時に学校にもバリアフリーというのは早く推進する必要があるというふうに思います。ぜひその辺のところを検討していただきたいということを一言申し上げたいと思います。

学校図書館のことで言うと、前に陳情も出てましたけれど、あのときにもいろいろお伺いしたところでは有資格者はかなり多かったと思うんですね。後で今の現状の資料は本当に頂きたいと思うんですけど、長い勤務年数の方もありまして、待遇が決まっているとは言えない中で、10年以上勤務しながら資格も持っておられる方というののもかなりあったというふうに記憶しています。そういう司書の人たちがしっかり安心して働けるようなところを進めていただきたい。人が入れ替わって継続しない部分というのは、やはり資格がない方であったりするというふうに長い人には聞いています。やっぱり資格がある人がその

資格を生かして、専門性がちゃんと生きるような待遇にしていきたいというふうに思います。今の状況をまた下さませということでお願いしておきます。

**○矢田貝委員長** 今のこの学校司書につきましては様々な回答の要望が入っておりますので、有資格者の現状、それから勤続状況、それを待遇等も含めて資料を複数年頂きましようか。二、三年分ぐらいまとめて資料の回答をいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにありますか。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと今の学校司書の答弁を確認したいんですが、今募集をしてるのは必ずしも有資格者限定ではないですよ。有資格者または経験年数というふうに、つまり有資格者を募集要件とはしていないというのが今の募集の仕方ですよ。ちょっとそれ確認です。

**○矢田貝委員長** 斎木教育総務課教育企画室長。

**○斎木教育総務課教育企画室長** 委員御指摘のとおりでございます。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 3 9 分 休憩**

**午後 1 時 4 1 分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開します。

次に、し尿の処理手数料の改定について当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** そういたしますと、し尿処理手数料の改定について報告をさせていただきます。

現在、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で規定されております、し尿の処理手数料の改定につきまして、その経過及び今後の予定等につきまして御報告をさせていただきます。

資料 1 枚物、1、経過でございますが、昨年 11 月に協同組合米子市環境事業公社様からし尿処理手数料の改定を求める陳情書が市長に提出されたものでございます。これは平成 27 年の 4 月の改定以来、人件費や設備費の上昇、あと業務効率の低下等が進む中で健全な経営を続けていくのが難しく、鳥取市なども令和 4 年 4 月にし尿処理料金を改定されたといったような背景を基に陳情されたものと伺っております。

これを受けまして、今年の 8 月に米子市廃棄物減量等推進審議会におきまして、市長から審議会に対し、し尿処理手数料の改定につきまして、資料にもございますが処理手数料の額、改定時期等についての諮問を行ったところでございます。その後 2 回の審議会を経まして、先日 11 月 4 日に審議会から市長に対して答申がなされたものでございます。

答申内容につきましては、答申は別添資料につけておりますが、内容といたしましては処理手数料については現行料金 18 リットル当たり 223 円を 261 円に改定するという内容でございます。改定率といたしましては、17% のアップということでございます。

改定時期につきましては、周知期間等を勘案して令和4年4月1日から実施することが適当であるといったような内容でございました。

この答申を受けまして、2番でございますが本市といたしましてはし尿の処理手数料を改定することを検討いたしまして、(1)から(8)の理由等で改定を検討しているところでございます。

(1)は審議会の答申内容でございまして、(2)につきましてはし尿処理手数料が消費税率改定への対応を除きまして平成27年4月1日に改定されて以来6年間改定されていなかったというようなことと、あとこの間し尿のくみ取り量が年々減少しておりまして許可業者さんの売上が減少していること、(3)番は燃料費が上昇していること。これにつきましては直近の燃料費の上昇だけではありませんで、平成27年度から上昇傾向にあるといったようなことも勘案してございます。あと(4)令和3年10月、この前でございますが、検針分から公共下水道と農業集落排水の使用料が平均で約15%引き上げられたこと、その他全国の現金給与額の上昇傾向であるとか鳥取県の労務単価の上昇傾向、鳥取県内の消費者物価指数の上昇傾向等を捉えまして検討を進めた。(8)につきましてはほかの他市町村の状況、鳥取市さんであるとか倉吉市さんであるとかこの辺の近辺の状況等を勘案いたしまして、あまり突出したものではないということ等も検討いたしまして、223円から261円への改定ということを検討しているところでございます。

最後、3番、今後の予定でございまして、令和3年の12月、今度の12月議会におきまして条例改定についての付議をさせていただきたいというふうに考えておりまして、こちらのほうで仮に改定になった場合には令和4年、来年の1月から3月の周知期間を持って、来年の4月から改定をしたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

前原委員。

**○前原委員** まず、資料的に8番のこの近隣他市のこの処理手数料と似通ってるという話だったんですが、数字的に出してもらったほうが我々も理解しやすいので、資料的にやっぱりこれつけるべきだったと思うんですけども、ちょっと今後12月議会に出すんだらばそういう資料もつけたほうがいいと思うんですけども、そのお考えはありますか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 御指摘のとおり、12月議会に出すときには他市の状況等についても資料としてつけさせていただきたいと思っております。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 物価上昇というのは何となく分かるんですが、それに対して多分我々のこの収入が増えてるっていう市民のあれが、それに付随して所得が増えてるという感覚はないと思うんです。非常に生活を圧迫されるわけですから、慎重な形で資料を出さないといけないということを、御理解を市民の方にいただかなきゃいけないんですけども、この資料の作り方はちょっとそれではないなって正直思うんです。こうなりましたんでこうですという報告になってしまうので、市民の方に理解をいただくなれば、やっぱり先ほど言った近隣市町村のデータがあって、これなら仕方がないなということで御理解いただけるよう

な資料の作り方ができたんじゃないかなと思うんですけども、どうもちょっと残念ながら役所的な作り方だと私自身は思っているんですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 御指摘のように、先ほどの他市町村の状況とかもう少し資料というのは実際審議会の中では用いたものもございますので、12月定例会とは言わずにすぐこの委員会終了後見ていただけるものをちょっと用意して、追加で配付させていただきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** その数字のことを私も言おうと思ってまして、というのがその引上げの率が17.0%って結構な引上げになると思うんですね。単価が二百幾らって言うと安いみたいなんだけど結構な引上げになると思うんで、平均的にはどれくらいのもがどれくらいになるのかなというのをちょっとお伺いしようと思っていたところです、数字よろしくをお願いします。

もう一つ、地域を割って公社の方々が地域割りで動いていらっしゃるというふうに書いてあるんですが、この公社に何社が入っておられて、地域割りはどんなふうになってるんだろうというのを、下水道に接続してるところが多い地域と、私の住んでる美保地域なんかはほぼいつ来るか分からないというそういう地域ですので、全然その密度が地域によって違うんだろうと思うんですけど、どんなふうな地域割りがされてるのかなというふうなことをもう一つ聞きたいのと、あともう一つ、これからますますくみ取りの家庭っていうのは減少すると思うんですね。今、合併浄化槽なんかも進めようとしていたり下水道の接続も進めていくわけですから、どんどん減っていくであろうと思うんです。そうしますと、また下水道に接続はいつになるか分からないので、しょうことなしに自分ところで工事をして浄化槽を造ってやってるんだけどみたいな人もあるけど、相変わらず、くみ取りで残ってるところの市民の負担はどんどん増えるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 委員御指摘のように、そういった改定のきっかけとなるような状況変化っていうのは今後も生まれてくるんじゃないかと思います。ただ、この市の処理手数料というのはやっぱり公共料金的な性質を持っておりますので、業者さんの安定的な経営というものも見ながらその辺はやっぱり公共料金としての性質、そういったものには十分配慮した検討が次期改定を検討する際には特に今後求められていくんじゃないかな。そういった気持ちで向かっていく必要があるかなというふうには思っております。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 先ほど御質問いただいた1つ目と2つ目の回答でございますが、1つ目の負担例につきましては、今、仮に4人家族で1か月し尿のくみ取り料、現行が2,527円程度というような計算にはなるんですけども、その場合に17%上がった場合には一月当たり2,958円、431円の負担増ということでございます。

2つ目の御質問でございますが、米子市環境事業公社さんのほうの組合には7社入っておられまして、現在そのうちの6社が実際にし尿のくみ取りをしておられます。それで地

区割りにつきましてはずっと同じ地区でやられておりました、したがって、その間し尿が減ったり増えたり御家庭が減ったり増えたりして調整をされてということではなくて、決まった地区ですとずっとやっておられるというのが現状でございます。以上です。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 私、冒頭に前原委員さんがおっしゃった全く同じことを言おうと思ったです。部長、失礼だよ、委員会に対して。諮問委員会に調査資料をいろいろ出されて、議会になぜ出さないんですか。私たちは市民の代表ですよ。公共料金でしょ、ほぼ。その審議をしていただく場なんですよ。委員会で審議をされて、それで議会に上程するというスケジュールなんですよ。それであれば懇切丁寧に説明書類を出されたらどうなんですか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 先ほども答弁いたしましたけど、確かに御指摘のように今後議会に12月定例会に御審議をいただく前の御説明ではありましたが、減量等推進審議会でもいろいろな審議の経過もありましたので、そのときに提出させていただいた資料も当然ございます。それを至急この委員会の後すぐちょっと整理をしまして、全議員の皆様にお配りしたいというふうに思います。失礼いたしました。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 私、詳細に聞きませんが、そういうふうな中身になってしまうんですよ。私たち、市民の方々に料金が17%上がったんですけど根拠は何ですかって聞かれたときにどういうふうに説明するんですか。17%上がった根拠は何ですか。じゃ歩掛かり表でこれ積算はじいたと思うんですけど、歩掛かり表幾ら上がったんですか。

もう一つは、このし尿のくみ取り量は年々減少。どれだけ減少されたんですか。業者さんの売上げが下がった。どれだけ下がったんですか。このし尿のくみ取り体制と業者の体制というのは、これはきちっと説明されてますか。私は理解しておるんですけど、そういうふうな相乗関係というものを十分に理解できるように資料を出さなくちゃいけないじゃないですか。それを私たちが説明を受けて、業者さんも8社から7社へ減ったんですか。その特殊業務をし尿の方々にしていただいております。その売上げを労務賃等も確保せねばいけませんので、公共料金の値上げをせざるを得ないという流れだと思っておりますけれど、じゃこの根拠資料を出してくださいよ。出して十分に説明願って、それで私たちも市民に説明をして理解をしていただくんだというような体系を整えないと、軽々に論ずるような中身ではないですよ、これ。

先ほど部長さんが答弁されたですけれども、再度そういうふうなことをきちっと求めておきたいと思っております。それを頂いて、私たちも今後どういうふうにしんしゃくしていくのか。またしんしゃくする場が設けられるのであれば設けていただいて、12月の定例会までに間に合うような体系を整えるのかどうなのか。資料提供だけでは私はちょっと納得し難い。資料を改めて出していただいて、委員会を設置されるかどうか。それは正副委員長さんと御相談申し上げてください。私の意見はそう申し述べておきたいと思っております。

○矢田貝委員長 ほかにありますでしょうか。

土光委員。

○土光委員 今日もらった中に関して質問をします。

まず一つは、経過の(1)で市長に対する陳情が出た。この陳情の内容が知りたいので、

これも資料提供するという事なので、この陳情書も提供していただきたい。ちょっとここでは要はどういった内容、どういった理由で、多分手数料の改定ということだけど、主な内容を説明していただければと思います。

それから、2番の手数料改定の検討の(2)で平成27年4月1日に改定されて以来とあります。このときの改定の主な理由は何だったかというのを質問します。

それから(3)の燃料費、これは車のというふうに理解して構わないかどうかということです。

それから、(5)で全国の現金給与額、これあえて給与額というかあえて現金とついているのは何か意味があるのですかということで、何で現金というのがついているんだろうと思ったんですが。

それから、資料の2枚目で答申の文書、いわゆる附帯事項ですよ。最後の4行の中で従業員の待遇改善を図りとか、それから市民に対するサービスの向上について指導された。こういうふうな附帯事項というか付言がついたのは、審議会の中でどういう議論があったからこういった従業員の待遇改善とか市民に対するサービス向上、あえてこういうふうに書いたというのは背景が知りたいということです。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 1つ目の陳情の内容でございますが、先ほど委員さんのほうもおっしゃられましたけど今後資料を出す中で陳情書のほうもつけて出します。

主なところといたしましては、年々業務量が減少しておりまして業務効率の低下等もあり、人件費とか設備費の上昇等が進む中で今後健全な経営を続けていくのが難しいというところを理由に改定を求められたというところがございます。

それと2番目の前回の主な改定理由でございますが、前回につきましては従業員の方の待遇改善といったようなところが主な理由というところで値上げがなされたものと認識しております。

3番目の車の燃料費につきましては、これ燃料費は車の燃料費かということでございましたが、これは車の燃料費のことでございます。

4番目の……。

**○矢田貝委員長** (5)の給与のところです。

**○清水クリーン推進課長** 現金給付のところ現金という言葉がついているのはどういう理由かということですが、すみません、それについてはちょっと私のほうも今把握しておりませんのでお答えができません。申し訳ないです。

最後の答申の附帯事項でございますが、答申の附帯事項に最後のところに市民に対するサービスの向上について指導を徹底されたいというところがございますけども、こちらのほうは最後の審議会のところで会長さんのほうがそのように、こういったようなところについても指導を徹底してほしいということでお話をされまして、そのことについて答申にも反映させるということで、こちらの附帯条件につけられたというふうに認識しております。以上でございます。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 最後の答申の内容のその附帯事項のことについて若干補足をさせていただきますけど、まず前段の従業員の待遇改善を図りの部分でございますけど、この

辺りのくだりは、要するに一定の値上げを答申をしたんだけど、これが今後人材確保の面から各事業体としては厳しくなることも想定されるので、しっかりとその料金改定が人件費のほうに充当できるようなそういった経営改善、そういったものに向かってほしいという審議会の委員さんの気持ちが反映されたものでございます。

それから、最後の市民に対するサービスの向上についてということは、これは従来も実は答申のときに載ってたくだりでした、これまでの傾向のことを重ねて答申の中に盛り込まれましたけど、実は先ほども地区割りの話がありましたけど、ある業者さんが特定の地域を割り当てられてされてますので、要するにいろんな地区が固定されていくわけですね、特定の業者さんが。そうするとサービスの質に違いがあってはならないという考え方の下に、それらのことが一定のサービス水準が維持向上されるように、あえてそういった指導を徹底されたいという旨を付記されたというふうに伺っております。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 前回、平成27年の改定、値上げの主な理由は従業員の待遇を改善したい。これ私も記憶の範囲ですが、このときのこれ、議会で審議して、要は従業員の待遇改善が必要なので値上げをしたいというのがこのとき、先ほど答弁にもありましたが主な理由だったと思います。これって値上げの後に実際に従業員の待遇がそれなりに改善したかどうかというのは、ある程度市として確認はされたんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 市のほうとして、例えば幾ら幾ら値上げされましたかといったような具体的な確認というのはしておりません。このたび陳情を受け取る際に、事業者さんのほうからそういうことについてはされているというような認識の下で受け取らせていただいたところでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** なかなか相手が民間業者だから、従業員の待遇とか行政としてそんなに踏み込んでというか、なかなかそこは把握しにくいということはそれはそうだと思います。前回のときも、あのときは値上げの理由がとにかく従業員の待遇改善だというのがもう主な理由だったので、やはりそれを受けて料金改定を市としてする場合、やはりある程度それがどういうふうに生かされたというか、それはやはり市民に対する説明責任の一環としてある程度必要だと思います。だから今回も様々な理由があつて、これでこういうふうな改定がされるとすると、やはりその後どうなったかというのはある程度きちっと見ていくということは必要ではないかというふうに思います。これは意見です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、(仮称)「空き地の適切な管理に関する条例」(案)の概要について当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** それでは、資料1に基づきまして(仮称)「空き地の適切な管理に関する条例」(案)の概要について御説明いたします。

資料の上の四角に要旨を記載をしております。本市では、市民の皆様から様々な地域の

環境課題について寄せられておりますが、これらにつきまして法令及び県条例に基づき対応するとともに、既存の法令等では対応が困難な課題に対しましては米子市環境基本条例の基本理念を踏まえた実効性のある個別条例の制定により対応を行っております。

近年、管理不全の土地に対する相談、苦情が増加しており、現状の法令等では行政としての対応に限界が生じております。このため、市民の安全かつ安心な生活環境を確保するため、新規条例の制定等により空き地の適切な管理に向けた対策を進めていくこととしております。

具体的には2点ございまして、まず空き地の適切な管理に関する新規の条例の制定を検討しております。また2点目、条例の制定に併せまして適切な土地管理の促進対策の実施をしております。

続きまして、1、本市の基本的な考え方でございます。近年、環境問題をめぐる社会情勢は大きく変化するとともに多様化しておりまして、これらに対応するため、国・県は適宜関係法令等の制定及び改正を行っております。本市におきましては地域の環境課題についてこれらの関係法令に基づいて対応しておりますが、既存の法令等では対応が困難な課題に対しては、例えば平成19年度にみんなできれいな住みよいまちづくり条例の施行をしておりますが、これらのように米子市環境基本条例の基本理念を踏まえ、実効性のある個別条例の制定を対応することとしております。今後とも既存の法令等では対応が困難な地域の環境課題につきましては、個別条例の制定により行政の義務の履行確保機能を高め、迅速かつ積極的な対応を図ることを基本的な考えとしていただいております。

次に、今回の土地の適切な管理に係る現状と課題でございます。本市では、雑草繁茂等の管理不全の土地に対する市民からの相談、苦情が増加をしており、今後も人口減少の進展による土地利用ニーズの低下や土地所有意識の希薄化等により、管理不全の土地の増加が予想されております。

(1) のアの表で、当課のほうに寄せられております市民からの空き地に関する相談・苦情件数の変化の状況を記入をしております。年々増加をしておりまして、内容としましては主なものはイに記載をしておりますが、空き地の適切な管理に対する例としまして、隣地の草木が繁茂し敷地内に越境してきた。スズメバチの巣があり危険である。こういった相談をいただいているところです。

これらに対する対応ですが、現行法令による行政としての対応でございますが、土地の適正管理につきましては現在米子市環境保全条例第10条の規定に基づき行政指導を行っておりますが、10条が努力義務規定にとどまること、また私有財産を起因とすることから、現在対応に限界が生じているところでございます。

裏面のほうをお願いいたします。裏面の上部に環境保全条例抜粋を載せております。これらの現状を踏まえまして、3、空き地の適切な管理に対する具体的な検討を進めているものでございます。

まず1点目、空き地の適切な管理を義務化した条例の制定を検討しております。名称は米子市空き地の適切な管理に関する条例、現在これを仮称としております。

主な内容としましては、まず目的でございますが、空き地の適切な管理、適切に管理されていない空き地に対する措置等のために必要な事項を定め、市民の安全かつ安心な生活環境の確保を図ることとしております。

条例で言う空き地の定義でございます。これは現に建築物の敷地の用に供されていない宅地または雑種地を現況で判断をしております。

次にウ、空き地の適切な管理の義務化でございます。周辺の良好な生活環境の形成及び保全に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理の義務化を図っております。ここで言う空き地でございますが、農地や山林などの他の法律等により管理が規定されている土地は除くものでございます。

次にエ、義務の履行確保措置でございます。空き地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態を特定空き地と判断いたしまして、これにつきましては義務の履行確保措置を行っております。具体的には助言・指導、勧告、命令、公表、代執行でございます。

この条例の施行でございますが、公布日は来年の3月とする予定でございます。ただし、特定空き地に関する義務の履行確保措置がございますので、こちらの規定につきましては公布の日から起算して6か月を経過した日とするということで検討を進めております。

次に、(2)でございます。空き地の適切な管理を促進するための施策でございますが、空き家対策と連携をしまして、管理不全の土地を抑制するための周知啓発や予防に向けた施策を導入をしております。

まず1点目、米子市空家・空地管理事業者登録・紹介制度でございます。これは既に9月から実施をしておりますが、除草事業者の情報提供をホームページなどで行っているところでございます。

次2点目、ふるさと納税制度。これはふるさと納税の返礼品としまして、シルバー人材センターによる除草サービスの提供を今年の12月から予定をしております。

また、同じく12月から3番、空き地バンクでございますが、空き地の売買、賃貸に係る情報の提供を行っていく予定としております。

最後に4点目、啓発のチラシでございます。固定資産税の納税通知書を毎年5月に発送いたしますが、この発送時にこれらの促進策等も記入をいたしました啓発チラシを同封いたしまして、これらの施策の中で管理促進の推進を図っていくことと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日、本委員会に報告を行いました後、12月に条例案につきましてパブリックコメントの実施を予定をしております。翌年パブリックコメントの意見の集約を行い、またそれらと併せて先ほどの管理促進の施策を進めてまいりますので、市報等によりまして周知啓発を進めてまいります。

今後それらの集約を終えまして、意見の集約をまとめたものを踏まえまして3月に議案を上程し、議会でお諮りをしていく考えでございます。

添付の資料でございますが、資料2は条例案を記載をしております。また、資料3でございます。この空き地に関する条例ですけれど、市の空き家の条例、それから建築物の適切な管理に関する条例と関連をしておりますので、これらの条例に関してそれぞれの関連条例との比較を載せた資料でございます。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

前原委員。

○**前原委員** なかなかユニークな条例かなと思うんですけども、これからとても必要になってくると思うんですが、現在米子市に先ほど言った空き地の定義に関する宅地、それと雑種地に関して、ここに該当する空き地というのはどのぐらいあるのかというのを把握しているかどうかお伺いしたいと思います。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 市全体にどれだけの面積があるかということは把握はしておりませんが、生活環境に支障が生じるものとして環境政策課のほうに市民の皆様から相談なり苦情をいただいたものにつきましては、資料1のAの表のほうに載せております。令和2年度につきましては、騒音ですとか苦情を含めまして生活環境に関する相談、苦情は全部で217件ございました。このうち土地の適切な管理に関する相談、こちらが81件、そのうち建物が建っていない空き地に関するものが75件でございました。表の24年度のところは文書の保存年限が終わっておりまして、土地の適切な管理全体の件数の把握はできておりますが、うち空き地という数字のほうの把握ができませんでしたので横線を引いているところでございます。

○**矢田貝委員長** 前原委員。

○**前原委員** それとちょっと聞きたいんですが、空き地の適切な管理を促進するための政策としてふるさと納税があるんですが、これってどのぐらいの寄附をしたら何アール当たりの除草をしてくれるのかというのが記載がないんですけども、どういうサービスになってるか教えてください。

○**矢田貝委員長** 島中環境政策課担当課長補佐。

○**島中環境政策課担当課長補佐** このふるさと納税の取組につきまして、今、シルバー人材センターのほうと調整を行っているところです。今、シルバー人材センターさんのほうでどういった条件でどれぐらいの面積ができるのかというのを調整中のようでして、今のところ詳細は現時点でちょっとお答えができないという状況です。

○**矢田貝委員長** 前原委員。

○**前原委員** これ12月に間に合うんですか。今の段階で資料ができてないとなるとかなり厳しいと思うんですけども、例えばこの雑種地に不法投棄してあったものがあって、それをどけなければ除草ができないとか、所有者が幾人にもまたがってて、要するに遺産とか相続者がたくさんいてそれがネックになってるとか、非常に空き家対策でも苦慮するところがたくさんあるんですが、ちょっと甘いような気がするんですけども、その辺の分析というか、これ12月に出来るのならかなり厳しいと思うんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** シルバー人材センターさんとの現在の協議ですけれど、面積ですとかこういったものも空き地によって様々ですので、具体的な対応については所有者の方と、それから実施されるシルバー人材センターさんのほうで最終的には調整をしていただくことにはなるかと考えております。それらも含めまして1平方メートル当たりの単価ですとか、これらを現在最終調整を行っているところでありまして、12月1日からの実施ができるかどうかも含めまして、現在は12月の実施に向けて調整を進めているということで御理解いただきますようお願いいたします。なるべく早期の実施を

したいと考えているところでございます。

それから、空き地にごみの不法投棄などがある場合ということで、実際土地の所有者の方から環境政策課あるいはクリーン推進課のほうに不法投棄の御相談がございます。不法投棄につきましては、御承知のとおり廃棄物処理法の5条のほうで清潔の保持がございまして、土地の所有者が処理をしていただくことということが原則になっております。不法投棄自体犯罪になりますので、こちらについては所有者の方から警察に連絡をしていただきたいと思いますところではございます。

処理について、不法投棄があったためになかなか次のステップに進めないということは確かに想定されますので、まずは警察のほうの御連絡にはなるのですが、お困りのときは不法投棄につきましてはクリーン推進課あるいは環境政策課、まずは米子市のほうに御相談をいただけたら関係機関の連携も御説明してまいりたいと考えているところではございます。

それから、土地の所有者についてでありますけれども、現在状況のよろしくない管理不全の土地について、お隣の方から何とかならないだろうかという相談が市のほうに寄せられているところではございます。固定資産税課のほうで土地の所有者に関して相続代表者等の資料を持っておられますので、これらにつきましては現在も市の内部で連携をしながら所有者あるいは管理をされる方についてお願いをしております、新規の条例につきましてもこれらの個人情報提供というのは、管理上必要なものについて条文の記載を予定をしているところではございます。引き続き所有者の方の把握もしながら、管理のお願いを進めてまいりたいと考えております。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 非常に甘いと思います。実効力のない条例になってしまうというふうに、危険性が非常にあると思います。

空き地バンクって簡単に書いてありますが、活用ができないから空き地になってるんであって、資産価値がなかった場合にこれどうするのかなって。空き家バンクでさえうまく動いていないのに、非常に発想はいいのかもしれないかもしれませんが、実際に活用できないような条例だと意味がないような気がするし、私も市民相談の中で空き地に不法投棄された冷蔵庫がたくさんあって結局警察と相談しながらやって、ようやくそれを捨てた人間が分かって、しかしその方が破産をされてて手がつけられないような状態というそういう相談がありました。かなり大変だったんですけども、結局実効性がなければ条例をつくっても変わらないということなので、私はちょっと担当課は非常に考えが甘いというふうに指摘させていただきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 御意見ありがとうございます。

まず一つ、空き地バンクに関して、空き家バンクと同様の状況にならへんかということだと思います。以前、私、空き家バンクの担当をしてましたので、そうそうたくさん登録ができるか、あるいはそれが使いたい、借りたい、買いたいという方々がたくさん出てくるかというのは物件の状況によって左右されますので、その辺はこれまで空き家バンクで一応大変なこともいろいろと業務の蓄積というのをされてますので、その辺に御助言いただきながら、なるだけ実効性が高まるような制度になればいいかなと思って、ちょっとさらに検討を進めたいと思います。

それから、この適正管理についての実効力の問題ですけども、今現在、土地の適正管理について市民の方々、所有者の方々をお願いする根拠というものが環境保全条例の中に一文努力義務としてあるだけでございまして、これを一つの空き地の適切な管理に関する条例ということをお願い、根拠としてこれから指導助言していくのに明確な根拠、努力義務でなくて明確な根拠とした上で、あとは我々職員が頑張るしかないという話でございまして、条例とか何かつくったから、いきなり実効力が本当の意味で高まるかどうかというのは別ですけど、我々に条例という一つの大きな根拠を与えていただきたいと、そういう気持ちから今回御提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その範囲で御理解いただけたらありがたいなと思っております。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにありませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** この条例案の中で、第2条でこの条例の対象になる空き地ということで(1)で次に掲げるものをいうということでアとイとありますよね。ここで、この次に掲げるものをいう。ただし、国または地方公共団体が所有し管理するものは除く、対象外にするというのが条例の立てつけだと思います。何でこういうふうに国とか地方公共団体が所有する空き地は条例の対象外にするというか、なるんですか。

**○矢田貝委員長** 畠中環境政策課担当課長補佐。

**○畠中環境政策課担当課長補佐** このただし書で除いている部分ですけども、管理者がきちんと判明している場合というのにつきましては、ほかの先ほど資料を見ていただいた市の他の個人の財産を制限する条例につきましても同様なんですけれども、こうやって管理者が判明している場合にはただし書のほうで除くという考えです。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** この条例の対象になる空き地というのは、管理者が判明していない土地に限定されるということですか。

**○矢田貝委員長** 畠中環境政策課担当課長補佐。

**○畠中環境政策課担当課長補佐** この条例の義務を負う対象者、所有者というのが管理されてる方が判明している判明していないにかかわらず、全ての方に義務は課されるものでありますが、ほかの条例との並び等含めまして、国、自治体が持っている、管理者が判明しているようなものについては当然管理していただけることが分かっておりますので、条例のほうからは除いているところです。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 多分、国とか地方公共団体だからちゃんと管理するだろうという、そういう前提というか、そういうふうに考えるから除外しているのだと思いますが、でもちゃんと管理しない場合も可能性としてはあるわけで、それを除外する理由がよく分からないのですが。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** ちょっともう一度確認しますが、空き家関係の条例なんかも同様の規定で、要するに国とか公共団体についてはもともとの管理責任というのが法律上も明確にございますので、その辺のところは例えば空き地が我々が把握した段階で国やどっかの市町村の土地だというふうに分かったときにはその旨をお伝えをします、同様の趣旨の。

ただ、この条例を適用して手続を踏んでいろんな調査を我々がするのではなくて、自ら土地の管理について顧みていただいて自らの責任において処理をしていただきたい。そういう旨をお伝えすることになろうかと思えます。

空き家条例なんかも同様の規定がたしかあったんじゃないかとは思いますが、それはもう一度確認しておきたいと思えます。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 もう一度確認するというのは何を確認するということですか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 私の記憶がちょっと曖昧なので、空き家の場合もこういった国の所有する建築物、そういったものがあるのについては空き家条例のほうの対象外になってたんじゃないかという記憶がありますので、たしかそういったことだったんじゃないか。それを確認しておきたいと思えます。同じ理由じゃないかなと思えます。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 空き家条例、多分そういうふうに特定空家とか定義で国とか地方公共団体が所有管理は例外になってると私も思ってます。これ何で例外にするかよく私は理由が分からなくて、だからその辺のところ。

ちょっと例として適切かどうか分からないですけど、米子市が持つてる建物が10年以上放置されている。淀江にあるのですが、あれって特定空家にならないんですよ。だから市民からいくと、誰もそこをちゃんとしてほしいと要望はするけど、米子市がその気にならないでもうそのまま投げっ放し。そういう事例があるので、この空き家に関してもあえて条例の対象外にする理由がいま一步私はよくのみ定めなくて、その辺のところはまた改めてきちっと説明というか、こうこうこういう合理的な理由で除外するというのが説明していただければそれはそれでいいです。

○矢田貝委員長 ほかにいかがでしょうか。

戸田委員。

○戸田委員 私の意見を申し上げておきたいと思えます。私も、この半年の間に周辺で2軒の空き家を米子市のほうに対応していただきました。何十年も放置しておった状況の中で、本当にきちっと対応していただきました。

そういう中で、今回空き地条例も条例制定されるわけですけども、やはり今の社会情勢の動向並びに住民の考え方、要望等を踏まえれば、私はこれは条例整備をしてきちっと粛々と事務を進めていただきたいと私は考えております。そういうふうな形で空き地についても今私も1件ほど御相談がありますけれども、相談する窓口がなかなかない。そういうふうな形であればこういうふうな条例を整備されて、きちっと行政として対応していくという姿勢は私はきちっと十分に理解していきたいというふうに私は思っています。頑張ってください。

○矢田貝委員長 ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時33分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について当局の説明を求めます。

中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 そういたしますと、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）につきまして御説明させていただきたいと思っております。お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず1点目でございますが、前段で1、2回目の接種につきまして御説明させていただきます。

接種状況についてでございますが、お手元にあります資料は11月7日時点でございますので、昨日時点、11月14日が終了した時点での数字をこの場でお披露目させていただきたいと思っております。

65歳以上の1回目から2回目、12歳から64歳とありますが、詳しくはまたホームページのほうでも添付させていただきますが、全体のほうで全体の1回目の回数が10万8,642回のところが10万9,290回、接種率83.1%。2回目、全体で2回目とも終了した回数でございますが、10万5,660回から10万6,698回まで伸びております。接種率につきましては、81.1%ということでございます。

1、2回目の接種の今後についてでございますが、今御説明したとおり全体の接種率は皆様方のお力もお借りいたしまして80%を超えてきておりますので、今後は新たに12歳になられる方、これは接種を希望する者の接種が可能となるように集団接種において小規模な体制で維持していきたいというふうに考えております。

個別接種につきましては、基本型接種施設の博愛病院を除きましては、原則、今、一時停止というところでございます。

小規模な接種体制につきましては、集団接種におきまして11月、12月、ふれあいの里の1か所で木曜日と日曜日に御覧の時間帯におきまして、市民のなるべくニーズに合うような夜間も含めて対応していきたいというふうに考えております。

次に、本件のメインテーマになります追加接種（3回目接種）の考え方につきまして御説明させていただきます。資料の中段、2番のほうで御説明させていただきます。こちらにつきましては、本日11月15日現在のいわゆる国からの情報に基づきまして御説明させていただきますが、あさって11月17日に自治体説明会を開催いたしますので、そちらについて詳細のほうが示されるというところで、こちらのお手元の資料につきまして若干というか変更になるところが恐らくあろうかと思っておりますが、まずもって現時点で正式にアナウンスされてるという内容をこちらのほうで御説明させてもらって、想定としてはこういう想定もあるんだよということも併せて御説明させていただきます。

まず必要性につきましては、こちらはこのお手元の資料のとおりで追加接種の必要性が科学的知見の観点からもあるんだというところで、こちらは当然不変なんですけども、接種間隔、イのところでございますが、こちらの資料で2回目接種を終了した者のうちおおむね8か月以上経過した者を対象にということ、対象をおおむね8か月以上というところでスタートしているところでございますが、こちら報道等で御存じのとおりだと思いますけども、急遽6か月以上経過した者をというところが今検討されているところござ

います。いずれにしろ、こういう方を対象に3回目の追加接種を行うということが明確化されたというところでございます。

対象者につきましては、2回接種した完了した者全てを対象とする予定でございますのでこういう表記をしておりますが、こちらはもうほぼほぼ18歳以上、現時点では12歳以上の方が対象ですが、3回目接種につきましては2回接種を完了した18歳以上の方が対象になるんじゃないかと専門部会のほうでは通っておりますので、こちらの資料とは記述が違いますが、そういう形であさっての説明会ではアナウンスをされるんじゃないかというふうに考えております。

続きまして、裏面のほうに参りまして使用ワクチンでございますが、使用ワクチンにつきましてもこちらにも詳細が出てきますが、1、2回目と同一ワクチンを基本としつつ、科学的知見を踏まえて今後判断されるという形になっております。

続いて、オ、接種の流れでございます。こちらが今回3回目の接種の流れにつきまして記述しておりますが、接種記録システムというVRSというものを利用して、まず1、2回目の接種の順位と一緒に医療従事者等をまず含む市民のうち、2回目接種完了からおおむね、ここが6か月に変わる可能性があります8か月経過した者を抽出し、段階的に接種券一体型予診票を送るという手続になっております。それを踏まえまして、時期ごとに必要な接種体制を当然構築いたします。これは市町村が行います。

なお、医療従事者等につきましては、医療機関が職員等への接種を実施する意向のある場合には市町村から必要なワクチンを提供し、居住地にこれは関係なく院内接種を実施することができる仕組みとなっております。それ以外の医療従事者につきましては、住民票のある市町村で接種をしていただくという形になります。

あと今後の手続でございますが、11月下旬、当初は22日という国のコールがあるんですけども、今御説明しているとおりに不確定要素が多々ありますので、これぎりぎりもう今の時点で11月15日でございますので、米子市としても22日に送付するシステム改修だとかそういうような準備は県内に先立って整ってはいるんですけども、その中に入れる配布物だとかそういうものが確定していないので、ここで私のほうから22日という断言は避けさせてもらって下旬というふうな表記にさせていただいておりますが、そういった形で郵送させてもらって、12月からの接種の開始ができるような準備に努めているところでございます。

3番のほうですが、追加接種の具体的な米子市の接種体制について、現時点での接種体制についてお話しさせていただきます。2回目接種完了からおおむねこちらが8か月経過した者へという形で今準備はしておりますが、急遽これが6か月ということになりますとまた数が変わってきますので、もう一回スキームはつくり直しますけども、8か月経過した者から順次接種券の一体型予診票、案内等を送付して希望者に接種いただくような形になります。その後に順次時期ごとに接種対象者数に応じた接種体制を集団接種、個別接種を併せて組み立てていきたいというふうに考えております。

まず、対象者への案内についてでございますが、これも繰り返しになりますけれども、2回目接種完了からおおむね8か月を経過した者へ接種券の一体型予診票、案内等を今月末から郵送を第一弾はできるんじゃないかというふうに考えております。以後、今の予定では毎週その対象になる人、8か月が来る方が順次来ますので、その固まりを毎週1回は

固まりとして発送する予定でございます。こちらに関しましては、1か月に1回だとか半月に1回だとか、それぞれ自治体で分かれると思いますが、米子市としては丁寧な接種体制を組むために現時点において毎週発送する予定で組み立てているところでございます。

次に接種体制についてでございますが、接種を12月から開始いたしまして接種体制としては次の表のように今のところ考えております。12月、来月からはまず接種の第一弾として病院の医療従事者が中心になろうかと思っておりますけども、第1段階の医療従事者の方が8か月来るのが一番最初になるわけですから、そちらに関して医療機関での職員等への院内接種か、そうではない方に関しては我々の市町村の集団接種、米子市の集団接種で実施していこうというふうに考えております。こちらに関しましては、当初この8か月という状況でありましたら、ふれあいの里1か所で1、2回目の接種と同時に粛々と小規模な体制でいきたいというふうに今のところ考えております。

次に、時系列が流れまして順番にそういった形で徐々に徐々に増えていきまして、来年の2月頃には医療従事者と同時に住民向けが始まる対象者が増えてきますので、こちらに関しましては、医療機関での職員等への院内接種に併せまして、個別の医療機関に対しまして個別接種をお願いしまして、あとは集団接種を状況に応じて会場を1会場から2会場、2会場から3会場というところを体制を見ながら増設していくというふうに考えております。

以上、今のところ分かっている状況で御説明させていただきましたが、冒頭で御説明したとおりもう2日後に詳細が分かるという時点で、委員会の日程等もありまして今日閉会中の委員会で御説明させていただいておりますが、正式にそういう詳細も決まりましたら、またホームページも含めまして、今後予算につきまして12月補正で予算を計上する考えを示しておりますので、そちらのほうでも必要があれば御説明させていただきたいというふうに思いますが、前回も同様ですけども、これリアルタイムに情報を皆さんに届けていくというのが非常に大事ですし、そこら辺の観点からも丁寧にホームページ等で今後も引き続き広報して皆様方のほうに情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

説明につきましては以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

門脇委員。

**○門脇委員** 今説明をいただいた中で、2回目の接種を終了した者のうち、その8か月というのがあさってにならないとこれは確定はしないと思っておりますが、6か月となった場合には2か月早くなっただけで非常に一般の方、特に高齢者の方が12月ぐらいからですかね、もう一気に6か月多分過ぎてこられる方いらっしゃると思うんですけど、仮にそうなった場合でも、その接種体制というのは今ここに令和3年12月からと、それから令和4年2月頃からってこうなってますよね。一般の方、令和4年の2月頃からってなってますけど、そうなった場合でもこの計画自体は変わらないという方向性なんではないでしょうか。

**○矢田貝委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 原則はできる限り状況に応じて体制は変えていきたいと思うんですけども、物理的にこの12月、2月は当然変わってくる可能性ありますけども、12月

につきましては急遽6か月になって対象者数が多くなった場合だとしても、この体制にならざるを得ないかなというふうに考えておりますが、1月以降これは当然集団接種もお医者さん、看護師さん、薬剤師さんのお力を借りてやるわけですから、そこら辺でも1か月以内の変更は厳しいのかなと思うんですけども、1月以降6か月で前倒しになって高齢者の対象者の方がある程度の方がいるということになりましたら、先ほどもお話しさせてもらったように集団接種会場1会場の予定だったものを2会場で組めないかとか、そういうことを決定次第体制を速やかに考えていきたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 分かりました。ありがとうございました。

それで最初説明していただきました、今3回目のワクチン接種のことが報道等でもよく話題になってるんですけど、最初に1回目、2回目の接種のことについて説明をいただきましたけど、例えばまだ未接種の方でこのたび何らかの病気とか入院されとって接種ができなくてこのたび接種をしようと考えていらっしゃる方もいると思うんですけど、そうなった場合にこの11月、12月までここ実施予定が書いてあるんですけど、1月以降とか例えば期限がいつまでというのは大体これは決まってるんでしょうか。

○矢田貝委員長 渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

○渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 現時点での接種期間につきましては、来年の2月28日までということは決定をいたしております。国の説明によりますと、その接種期間についても延長する予定だということでの情報は得ておりますので、現時点はということになりますけども1、2回目接種の方、それから新たに誕生日を迎えて12歳になられるような方、この方についても引き続き1、2回目の接種をしていただけるものというふうに考えております。以上です。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 最後に、現在ワクチンの供給量というのは米子市の場合きちんと確保できているのかどうかというのをちょっと聞きたいと思います。

○矢田貝委員長 渡部新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

○渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 現時点で1、2回目の接種率につきましては80%を超えてきておりまして、接種者については大分落ち着いている状況にあります。その中で、ワクチンについても必要量については十分確保できております。

それから、3回目接種のワクチンにつきましても近日中に、これまで8か月以上という対象での前提でのワクチンということになりますけども、それについては近日中に国のほうから配送がある予定となっております。以上です。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 ありがとうございました。今後とも大変でしょうけども、頑張ってくださいと思います。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにありますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 一点教えていただけますでしょうか。市全体でワクチン接種乗り切られて、本当にそのことは評価したいと思います。ありがとうございます。

今後なんですけど、この3回目ということでやっぱり他部署からの職員配置というのはどの程度考えていらっしゃるのかちょっと教えていただきたいんですけども、お願いします。

**○矢田貝委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 職員体制につきましてでございますが、今委員おっしゃっていただいたとおりワクチン接種を第一にというところで他部署からの応援をいただいておりますが、ある程度その1、2回目はどういったことをどのようなふうと考えていくかという時間は分かっておりますので、先ほども言ったように6か月に例えばなったらもう一回組み直したりということがあるんですけども、なるべくそこは他部署からの応援は受けつつですけども、そのバランスを見ながら今後も兼務という形にはなるんですけども、そこを職員課のほうとも相談しながら応援いただきながらやっていきたいというふうには思っております。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 市全体でやっていくことなのでそれは致し方ないかなというのは十分理解しているんですけども、このワクチン接種、これまでにどれくらいの配置をされて、また3回目はどれくらいの配置を考えているという、そのちょっと人数というのはお分かりだったら教えていただきたいんですけども。

**○矢田貝委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 正規職員で具体的にお示したほうがいいのかと思うんですけども、その兼務といってもふれあいの里の4階に現実的には専任でやってるような状況でございますが、15人前後である程度、5月、6月体制が一番逼迫している状況はそこに、議会の各質問もありましたけども、時間外かなり発生してという状況でございますが、それを今13から11に正規職員を徐々に徐々に少なくしてしまして、12月末時点での今目測ですが、正規職員を11名にさせてもらって……。ごめんなさい、今11が正規職員が9名まで落ちていきますので、そういった形で1、2回目のいわゆるマックスの状態からは3回目の接種体制が当然おのずともうあと1回しかないというところもありますし、そこら辺が技術的なものも認識してというところで徐々に減らして行って、そこから足りない部分に関しては会計年度職員での応援だとか、集団接種につきましては全庁挙げていわゆる当番制でやっていきたいと思っておりますので、実質のその専任というかワクチンの兼務なんですけども、専任職員を10人程度ぐらいで進めていきたいというふうに考えております。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。急に聞きましたので。このコロナワクチンが来年以降どういうふうになるのか分からないですけども、ぜひやっぱり職員配置を十分やっていただいて、全体で言うとやっぱりコロナ対応で職員が少なくなっているからなかなかできてないんですとか、担当がもうコロナで行っちゃったのでというようなことがやっぱりいろんなところに支障が出ているかなと。ここで言う話じゃないかもしれないですけども、なので職員配置、本当人員の確保というのはやっぱり担当課でも考えていただきたいなと思います。本当に御努力に感謝申し上げますので、ありがとうございます。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 5 4 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織